

就労継続支援B型 かつら共同作業所運営規程

NPO法人エンジョイライフ

就労継続支援 B 型 かつら共同作業所運営規程

N P O 法人エンジョイライフ

平成 2 7 年 9 月 1 日制定

平成 2 9 年 1 月 1 7 日変更

- ① 第 5 0 条（記録の整備）第 2 項（1）の第 1 0 条を第 9 条に（2）第 2 6 条を第 2 4 条に（3）第 2 8 条を第 2 6 条に（4）第 3 6 条を第 3 5 条に（5）第 4 0 条を第 3 8 条に（6）第 4 9 条を第 4 7 条に読み替えて変更。

令和元年 7 月 2 4 日変更

- ① 第 5 条（事業所の営業日・営業時間及びサービス提供日・サービス提供時間）(2) 営業時間を午後 5 時 0 0 分までに変更。

令和 5 年 3 月 1 日変更

- ①（虐待の防止のための措置）第 2 5 条（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置～（4）虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知徹底を追加変更

令和 6 年 1 月 1 日変更

- ①（身体拘束等の禁止）第 2 6 条の第 1 項から第 2 項の内容変更と第 3 項の追加変更
- ②（職場におけるハラスメントの防止）第 5 1 条の追加変更
- ③（業務継続計画の策定等）第 5 2 条の追加変更
- ④（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）第 5 3 条の追加変更

（事業の目的）

第 1 条 N P O 法人エンジョイライフ（以下「事業者」という。）が設置する就労支援事業所かつら共同作業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労継続支援 B 型事業（以下「指定就労支援 B 型」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労支援 B 型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労支援 B 型の提供を確保することを目的とする。

（事業所の運営の方針）

第 2 条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能

力の向上のための必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 指定就労継続支援 B 型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害者サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「北海道指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年北海道条例第 100 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定就労継続支援 B 型を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 指定就労継続支援 B 型を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 就労継続支援 B 型 かつら共同作業所
- (2) 所在地 二海郡八雲町熱田 4 3 番地 1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤職員、兼務することができる）
管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1 名以上（常勤職員、兼務することができる）
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、就労継続支援 B 型計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (3) 職業指導員 「指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例に規定する人員基準以上」
職業指導員は、就労継続支援 B 型計画に基づき、生産活動の機会の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。
- (4) 生活支援員 「指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例に規定する人員基準以上」
生活支援員は、就労継続支援 B 型計画に基づき、日常生活上の支援を行う。
- (5) 目標工賃達成指導員 「指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例に規定する人員基準」に基づき配置することができる。
目標工賃達成指導員は、就労継続支援 B 型の提供において、目標工賃達成のための指導その他の必要な支援を行う。

- (6) 事務員 事業所運営に必要と認められる場合、配置することができる。
事務員は、経理、総務を担当する。

(事業所の営業日・営業時間及びサービス提供日・サービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、1月1日から1月2日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、1月1日から1月2日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後16時までとする。

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、20名とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、二海郡八雲町（熊石地区を除く）の地域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第8条 事業者が提供する就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
 - (2) 生産活動の機会の提供
 - (3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
 - (4) 施設外支援の実施
 - (5) 施設外就労の実施
 - (6) 前各号を通じて、知識及び能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、就労継続支援B型の利用者に必要な支援
- 2 事業者は、指定就労継続支援B型の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用者から文書により同意を得るものとする。

(就労継続支援B型計画の作成等)

第9条 サービス管理責任者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する就労及び生活やその課題

を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での就労継続支援B型計画を作成する。

(生産活動)

第10条 事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努める。

2 事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行う。

(工賃の支払)

第11条 事業者は、利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。利用者に支払う1月当たりの工賃の平均額は3千円を下回らない額とする。また、工賃の水準を高めるよう努める。

2 事業者は、年度ごとに工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、北海道に報告する。

(訓練)

第12条 事業者は、利用者の心身の状況、その有する能力及び利用者の希望する就労の状況に応じ、利用者の就労支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行なうものとする。

(施設外支援)

第13条 事業者は、職場実習、求職活動等の施設外支援を実施する。

(職場実習の実施)

第14条 事業者は、利用者が就労継続支援B型計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保に努める。

2 事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して利用者の就労に対する適性及び要望に応じた職種、実習の受入先の確保に努める。

(求職活動の支援の実施)

第15条 事業者は、公共職業安定所での求職登録等利用者が行う求職活動の支援に努める。

2 事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する適正や要望に応じた職業開拓に努める。

(施設外就労)

第16条 事業者は、一般就労への移行や工賃の引き上げを図るため、利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う施設外就労を実施する。

(職場定着のための支援の実施)

第17条 事業者は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

(相談及び援助)

第18条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(健康管理等)

第19条 事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、事業所の従業者による健康管理を行う。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第20条 事業者は、指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から当該指定就労継続支援に係る利用者負担額の支払を受ける。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適応される場合にあつては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払を受ける。

3 事業者は、指定就労継続支援B型において提供する便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用について、利用者に説明し、同意を得た場合は、当該利用者からその支払を受けるものとする。

(1) 日用品費

(2) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担

させることが適当と認められるもの

4 事業者は、前3項の費用の支払を受けたときは、当該費用にかかる領収証を交付する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第21条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業者に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(緊急時等における対応方法)

第22条 事業所の従業者は、現に指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第23条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知させる。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第24条 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等並びに都道府県及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置)

第25条 事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第26条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(契約支給量の報告等)

第27条 事業者は、指定就労継続支援B型を提供するときは、当該指定就労継続支援の内容、利用者に提供することを契約した指定就労継続支援の量（以下「契約支給量」という。）を当該利用者の受給者証に記載し、契約支給量の総量は当該利用者の支給量の範囲内で定める。

2 事業者は、指定就労継続支援B型の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告する。

(提供拒否の禁止)

第28条 事業者は、正当な理由なく、指定就労継続支援の提供を拒まない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第29条 事業者は、指定就労継続支援B型の利用について、市町村又は指定就労継続支援B型が行うあっせん、調整及び要請並びに県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力する。

(サービス提供困難時の対応)

第30条 事業者は、第8条の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労継続支援B型事業を提供することが困難であると認めた場合は、適当な障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格の確認)

第31条 事業者は、指定就労継続支援B型の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確認する。

(訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第32条 事業者は、就労継続支援B型事業に係る支給決定を受けていない者から利用の申込があった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第33条 事業者は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、サービス提供の開始に際し、利用者、その家族及び市町村等に対し利用者の状況を必要に応じ確認する。

(サービス提供の記録)

第34条 事業者は、指定就労継続支援B型を提供したときは、当該指定就労継続支援B型の提供日、内容その他必要な事項を指定就労継続支援B型の提供の都度記録し、利用者から指定就労継続支援B型を提供したことについて確認を受ける。

(利用者負担額等に係る管理)

第35条 事業者は、利用者等の依頼を受けて、利用者等が同一の月に指定就労継続支援B型及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、利用者等が当該同一の月に受けた指定就労継続支援B型及び他の指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定する。この場合において、利用者負担額合計額が負担上限月額を超えるときは、事業者は、当該指定就労継続支援B型の利用状況を確認の上、文書にて利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等に文書で通知する。

(訓練等給付費の額に係る通知等)

第36条 事業者は、法定代理受領により市町村から指定就労継続支援B型に係る費用の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者等に係る訓練等給付費の額を文書で通知する。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労継続支援B型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

(就職状況の報告)

第37条 事業者は、就労継続支援B型利用者のうち前年度に就職した者の数その他の就職に関する状況を県に報告する。

(利用者に関する市町村への通知)

第38条 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なく指定就労継続支援B型の利用に関する指示に従わないことにより障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第39条 事業者は、利用者に対し適切な指定就労継続支援B型を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定める。

2 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

- (1) 採用時研修 採用後6月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) その他必要とする研修

(定員の遵守)

第40条 事業者は、利用定員を超えて指定就労継続支援B型の提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第41条 事業者は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

- 2 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。
- 3 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(協力医療機関等)

第42条 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を次のように定める。

協力医療機関 八雲総合病院
茂木歯科医院

(掲示)

第43条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第44条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

3 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得る。

(情報の提供等)

第45条 事業者は、利用者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

2 事業者が広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大でないものにする。

(利益供与等の禁止)

第46条 事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員に対し、利用者に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業員から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情解決)

第47条 事業者は、その提供した就労継続支援B型に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、これを掲

示することにより利用者等に周知徹底を図る。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 事業者は、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

（地域との連携）

第48条 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

（会計の区分）

第49条 事業者は、指定就労継続支援B型事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援B型の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

第50条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業者は、利用者に対する指定就労支援B型の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援B型を提供した日から5年間保存する。

- (1) 第9条に規定する就労継続支援B型計画
- (2) 第24条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (3) 第26条に規定する身体拘束等に係る記録
- (4) 第35条に規定する提供したサービス内容の記録
- (5) 第38条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 第47条に規定する苦情の内容の記録

（職場におけるハラスメントの防止）

第51条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（業務継続計画の策定等）

第52条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提

供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第53条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年1月17日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年7月24日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。